

奈良県告示第二百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された昭和五十四年二月奈良県告示第六百七十七号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した区域のうち次の区域を廃止する。

平成二十五年十一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

小殿急傾斜地危険区域

二 土地の表示

御所市大字小殿字土垣内二一五番地、二一六番地、二一七番地、二一八番地、二六五番地、二六六番地及び二六九番地